



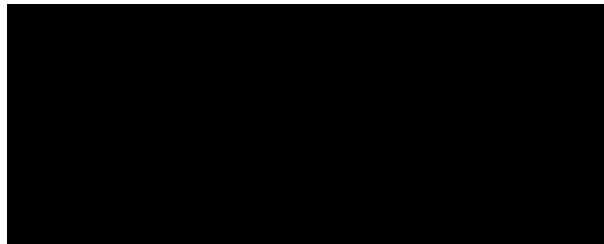
## 申請枠区分

通常枠

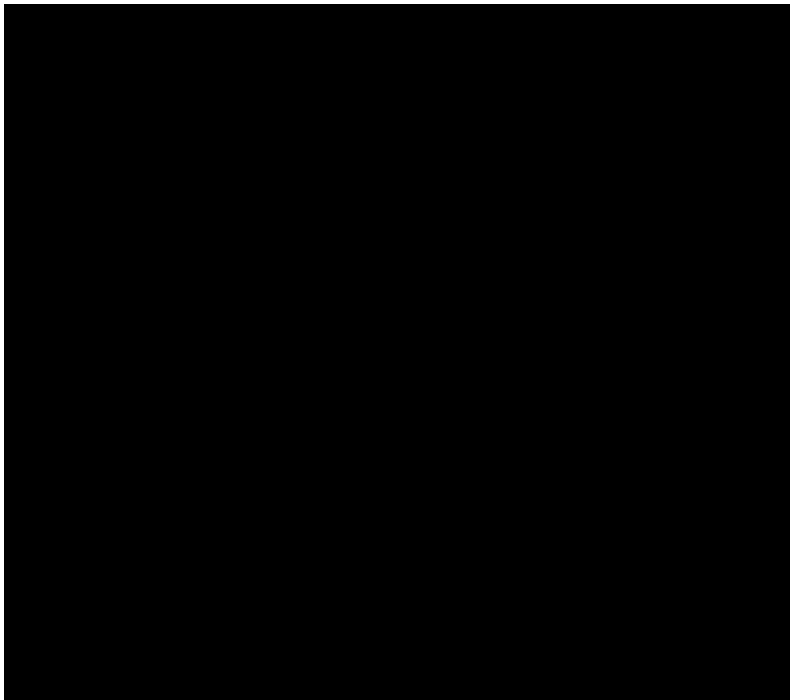
## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



## 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人HugLab

団体代表者 役職・氏名

代表理事 小谷 公仁子

分類

法人番号

2140005023757

団体コード

申請団体の住所

兵庫県西宮市甲風園一丁目11番18-101

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

兵庫県明石市西明石南町2-20-19 Base内

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般財団法人HugLab	小谷 公仁子	幹事団体
UmiNe合同会社	中谷 純	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について(情報公開同意書)
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	子どもセーフティステーション構築事業		
	事業名(副)	黄信号の子ども・家庭を地域で支える居場所のモデル形成		
	団体名	一般財団法人HugLab×UmiNe合同会社	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	近畿ブロック(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	経済的困難や家庭内リスクを抱えた子どもたちに、安全な居場所・支援接続機能を提供し、孤立と貧困の悪化を防止する。
1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	家庭や学校に安心できる場がない子どもたちという社会的に脆弱な層に対し、日常的に安心な居場所や、緊急時の避難先を提供することにより、孤立、虐待、暴力、貧困悪化などへのレジリエンスを高める。
4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	不登校や学習支援ニーズを抱える子どもに対して、学習支援機能を備えた居場所を提供し、教育機会の喪失を防止する。

_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	制度の谷間にある子どもたち（支援にアクセスできない子ども）を包摂し、誰も取り残さない地域支援体制を整備する。
_16.平和と公正をすべての人に	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	虐待や放置を防ぎ、子どもの声を拾い上げる地域の仕組みを作ることで、子ども主体の社会参画と安全確保を促進する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 <span style="float:right">142/200字</span>
(2)団体の概要・活動・業務 <span style="float:right">200/200字</span>

「誰もが個性を認められ、社会的に尊重され、支え合える社会の実現」を掲げ、主に兵庫県内で制度のはざまに置かれた子どもたちやその家族への直接支援や、子育て家庭の孤立を防ぐ地域支援を実施しています。また、行政や専門機関等と連携し、必要とされる新たな社会資源の創出にも取り組む非営利法人です。

2015年に一般社団法人こどもサポートセンターとして活動を開始、2017年に一般財団法人こどもサポート財団へ。2024年11月に活動内容が子どもに限らず地域全体へ広がっていることから、一般財団法人HugLabに名称を変更。子どもを対象とした「子ども食堂」「学習支援」「体験活動支援」、地域課題に対して「コミュニティカフェ」運営、地域づくり、生活困窮世帯や虐待リスクの高い家庭に向けた活動を行っている。

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	兵庫県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	兵庫県内の子ども食堂・居場所運営団体など、子ども支援の経験を持ち、夜間・休日の支援に対する課題意識と意欲のある団体を3団体程度採択する。1拠点あたりの受益児童数（月平均）は15人程度を想定。年間受益者数延べ180人、3年間、3団体で合計1,620人程度と見込む。想定数値は既存の「こども食堂」や「プレーパーク」の利用データ、またNPOのアウトリーチ活動実績を参考とした。				(人数)	延べ1620人		
最終受益者	家庭内の不和やヤングケアラー、貧困などの様々な理由で、家庭に安心できる居場所がなく、日中に加え夜間や緊急時に避難できる場所が地域に乏しいために、困難に直面しても支援に届かない制度の谷間にいる子ども・若者たち。				(人数)	既存の統計データには捕捉されていない「見えにくい」層であるため、正確な数値を特定することは非常に困難。兵庫県内で報告されている令和6年度の虐待相談件数は年間9585件であり、増加傾向にある。その「予備軍」である子どもたちや家庭も相当数であると想定される。		

<p>事業概要</p> <p>597/600字</p>	<p>本事業では家庭に安心できる居場所を持たない子どもたちのために、地域に宿泊機能を備えた多機能型の子どもの居場所「子どもセーフティステーション（子どもSS）」を整備します。地域で日常的な居場所機能を提供している実行団体に対して、必要とされた時に宿泊対応ができるよう整備支援を行うことで、家庭内の不和やヤングケアラー、貧困などの課題を抱えながらも、支援にたどり着いていない子ども・若者たちを夜間・休日も受け入れられる体制を整えます。</p> <p>「子どもSS」は子ども・若者の安心安全を地域で支えることを目指し、4つの機能を有します。</p> <p>①アウトリーチ：昼間は地域の居場所のため、居場所の無い子ども・若者に自然にアウトリーチが可能</p> <p>②コーディネート：本人と家族の間に入って話ができる。必要に応じて学校や医療機関などの関連機関をつなぐことができる</p> <p>③夜間・休日の居場所：必要な場合、保護者の承諾を得ての宿泊が可能</p> <p>④セーフティネット：一時的な居場所にとどまらず、いつでも「助けて」が言える場を地域で開き続ける</p> <p>3年間の事業期間で、県内3か所に拠点を整備し、延べ1,620人の子どもたちを支援します。事業終了後も地域・社会に新しいモデルの知見と背景にある課題を発信し、すべての子どもが日常的に安心できる居場所と信頼できる人とのつながりを持ち、困難に直面した際に迅速かつ継続的な支援につながる社会の実現を目指します。</p>
-----------------------------	--

### III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>子どもたちを取り巻く環境が年々厳しさを増し、複数の社会課題が複雑に絡み合う中で、彼らの孤立が深刻化しています。家庭内の不和や学校への不適合、貧困や障害、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える子ども・若者が増加する中、居場所づくりの取り組みは全国的に行われており、その数も年々増えています。一方で、地域の居場所の多くは日中に限定されています。兵庫県内のこども食堂は現在約600箇所あり他の地域にくらべて多い方ですが、夜間に子ども・若者が頼ることのできる地域の居場所はほとんどありません。</p> <p>いわゆる「グリ下」「トー横」で見られる居場所のない若者の深夜徘徊は、一部の大都市の課題と思われがちですが、兵庫県内にも夜間に公園などで集まっている子どもたちがたくさんいます。彼らは安心できる居場所の提供をはじめとする、必要な支援を受けられない状況にあり、非行や犯罪被害のリスクも高まっています。家庭内の関係悪化により、虐待やDVに発展するケースも想定されます。兵庫県内で報告されている令和6年度の虐待相談件数は年間9585件であり、増加傾向にあります。その「予備軍」である子どもたちや家庭も相当数あると想定されますが、現状は彼らを受け入れ、サポートできる体制が地域に整っていないとも言えません。</p> <p>こうした夜間の居場所がない子ども・若者に対しては、児童相談所の一時保護や、子どもシェルターへの避難といった隔離的な保護を行わずとも、保護者の同意を得た上での一時的な夜間の居場所の提供や、継続的な見守りといったサポートを提供することにより、家庭内の関係改善や環境整備につながる事例も多々あります。一方で、宿泊機能付きの居場所の整備においては人材育成やリスク管理などの観点でのハードルが高く、担い手も不足しています。</p> <p>この状況が継続すると将来的な社会的コストの増加、貧困の連鎖、社会の分断といった課題が深刻化してしまうと考えられます。東京などの大都市に居住していない子ども・若者にも、夜間・休日でも安心して頼れる居場所が必要です。</p>	<p>857/1000字</p>
<p>(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況</p> <p>家庭と分離しての避難が必要な子どもに対しては、児童相談所による一時保護が受けられるほか、民間のこどもシェルターが全国で20件ほどあります。こども家庭庁は「こども・若者シェルター事業」を通して、課題を抱える子どもや若者の夜間の居場所づくりを進めています。一方で、こうした重要度・緊急度の高い「要保護」の状態になる前に、子どもや家庭を継続的にサポートできる夜間の居場所やその担い手は不足しています。</p>	<p>197/200字</p>
<p>(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況</p> <p>明石市で食事支援、学習支援、相談、居場所づくりなど多角的な子ども・家庭支援を展開。児童相談所等と連携し、要支援児童への訪問支援やSNS相談を実施しています。元教員、心理師、福祉士等の専門職、法律的な課題については社会福祉士の資格も有する顧問弁護士と連携しています。また明石市の委託で行っているコミュニティカフェ等を通じ、地域に根ざしながら親子・高齢者・地域の交流と支援機能を両立させています。</p>	<p>196/200字</p>
<p>(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義</p> <p>児童相談所やシェルターの対象となる手前の子ども・若者を支える「夜間の宿泊機能を持つ地域の居場所」という新たな支援モデルの構築を目指すものです。地域の居場所が「黄信号」の子ども・若者を受け入れられる体制を整えることによって、制度の谷間にいる子どもたちへの継続的かつ地域に根差した支援を実現します。全国の地域の居場所へ知見を届けることで、地域を越えた事業モデルの全国的な波及を目指します。</p>	<p>192/200字</p>

IV.事業設計

<p>(1)中長期アウトカム</p> <p>■長期アウトカム</p> <p>・すべての子どもが、日常的に安心できる居場所と信頼できる人とのつながりを持ち、困難に直面したときには迅速かつ継続的な支援につながる事ができる社会</p> <p>■中期アウトカム</p> <p>【地域】子どもSSの取り組みから、制度の狭間の子ども・若者に対する意識変容・行動変容が起こっている</p> <p>【受益者】子どもたちが支援に頼らなくても自身の力で家族等との関係や自分自身の状態を整えられ他者への配慮ができるようになる</p> <p>【実行団体】子どもSSが地域・社会の理解を得て、複数の財源を獲得した上でより安定した運営ができている</p> <p>【社会】子どもSSのモデルが全国的に認知され、政策への提言などの全国的な動きがうまれている</p>
--

(2)-1 短期アウトカム (資金支援) ※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>【A】 地域の変化</p> <p>対象地域で「子どもセーフティステーション」が定着し、地域関係機関の連携体制が取れている</p>		<p>【定量】</p> <p>(1)イベント等への参加者数、SNSフォロワー数、地域内の寄付者や協力者の数</p> <p>(2)地域関係機関（学校、行政、児童相談所、民生委員等）との連携会議の実施状況・参加団体数</p> <p>(3)地域関係機関との紹介/接続件数</p>		採択後に調査 (資金分配団体によってヒアリング調査を行う)			<p>(1)地域における認知度や感心が高まっている（実行団体ごとに目標値を設定）</p> <p>(2)月次で安定して実施されている（参加団体数などは実行団体ごとに目標値を設定）</p> <p>(3)日常的な連携が取れている（実行団体ごとに目標値を設定）</p>
<p>【A】 地域の変化</p> <p>対象地域で「子どもセーフティステーション」が定着し、地域内の連携体制が取れている</p>		<p>【定性】</p> <p>(1)地域住民からの声（関心を寄せている様子、質問など）</p> <p>(2)地域関係機関との協働が発生した事例の具体的エピソード</p> <p>(3)地域関係機関からの連携会議における発言</p>		採択後に調査 (資金分配団体によってヒアリング調査を行う)			<p>(1)地域住民への認知が広がっている。地域住民との関係性が強まっている</p> <p>(2)(3)地域関係機関との効果的な協働が起こっている</p>
<p>【A】 受益者の変化</p> <p>子どもたちが地域と連携した支援につながり、安心感と非認知能力を高めている</p>		<p>【定量】</p> <p>(1)夜間・休日/昼間の延べ利用者数、ユニーク訪問数</p> <p>(2)利用者アンケート結果における満足度・信頼度</p>		(1)夜間・休日：初期値なし／ 昼間：採択後に調査（資金分配団体によってヒアリング調査を行う）			<p>(1)夜間・休日：月平均15人程度、3年間3団体で延べ1620人を想定（実行団体ごとに目標値を設定）／昼間：初期値より多い（実行団体ごとに目標値を設定）</p> <p>(2)多くの子ども・若者がこどもSSに対する安心感・信頼感を感じている（実行団体ごとに目標値を設定）</p>
<p>【A】 受益者の変化</p> <p>子どもたちが地域と連携した支援につながり、安心感と非認知能力を高めている</p>		<p>【定性】</p> <p>(1)子ども・若者の発言や変化のエピソード</p> <p>(2)子ども・若者の家族等の発言や変化のエピソード</p>		採択後に調査 (資金分配団体によってヒアリング調査を行う)			<p>発言や変化のエピソードより、安心感や非認知能力の向上がみられている</p>

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【B】 実行団体の変化 実行団体が「子どもセーフティステーション」を設置し、安定的に運営できている		【運営体制強化】 (1)組織診断（アセスメント）と規定類策定支援（理事会規則、内部通報制度、倫理規定など）状況 (2)スタッフ研修やスーパーバイズへの参加者人数、参加者アンケート結果 (3)中期事業計画の策定状況		(1)採択後に調査（資金分配団体によってヒアリング調査を行う） (2)初期値なし (3)採択後に調査（資金分配団体によってヒアリング調査を行う）			(1)実行団体ごとに目標値を設定 (2)各実行団体より想定人数以上が参加、参加者アンケートにおいて満足度が8割以上 (3)各団体における中期事業計画が策定されている
【B】 実行団体の変化 実行団体が「子どもセーフティステーション」を設置し、安定的に運営できている		【財政基盤強化】 (1)ファンドレイジング研修への参加者人数、参加者アンケート結果 (2)ファンドレイジング施策の実施状況、実施結果 (3)資金調達計画の策定状況		(1)初期値なし (2)(3)採択後に調査（資金分配団体によってヒアリング調査を行う）			(1)各実行団体より想定人数以上が参加、参加者アンケートにおいて満足度が8割以上 (2)新たなファンドレイジング施策の立案と実施又は既存の施策の改善の結果、資金獲得ができています (3)各団体における資金調達計画が策定されている
【B】 社会の変化 「子どもセーフティステーション」のモデルが地域内外で認知され、関心を寄せられている		【定量】 (1)地域内外の関係者や関係機関、問い合わせの数 (2)中間成果報告会、事業終了時シンポジウムへの参加人数 (3)事業終了後の成果発信計画の策定状況		(1)採択後に調査（資金分配団体によってヒアリング調査を行う） (2)(3)初期値なし			(1)延べ10件程度 (2)延べ100名程度 (3)各団体における成果発信計画が策定されている
【B】 社会の変化 「子どもセーフティステーション」のモデルが地域内外で認知され、関心を寄せられている		【定性】 (1)子どもの居場所や子どもシェルターの運営者・関係者等からの声（関心を寄せている様子、質問など）		初期値なし			子どもの居場所とシェルターの狭間にいる子どもたちへの支援策のひとつとして、こどもSSが関心を持たれている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<b>【A-1】拠点整備/運営体制構築</b> ・ 宿泊対応可能物件の選定・確保 ・ 消防法・建築基準法対応 ・ 設備・備品購入 ・ 地域周知/理解促進および関係機関との事前調整（大家/近隣住民/警察/行政など）	2026年7月～9月頃	104/200字
<b>【A-2】夜間/緊急対応体制構築</b> ・ 宿直体制の構築（人員確保/シフト表作成） ・ 夜間/緊急対応マニュアル策定（緊急受入れフロー、保護者不同意対応、医療機関・警察・児相連絡体制など）	2026年7月～9月頃	99/200字
<b>【A-3】人材確保/育成</b> ・ 継続ボランティアスタッフ確保 ・ 地域専門家の掘り起こし	2026年7月～2029年2月	45/200字
<b>【A-3】人材確保/育成</b> ・ スタッフ/ボランティア研修（安全管理/セーフガーディングなど）	2026年9月、2027年4月、10月、2028年4月、10月	48/200字
<b>【A-4】居場所運営</b> ・ 日常的な居場所運営（開所/食事/学習支援）	2026年10月頃～2029年2月	39/200字
<b>【A-4】居場所運営</b> ・ 保護者の相談窓口開設	2026年10月頃	25/200字
<b>【A-4】居場所運営</b> ・ 夜間居場所提供 ・ 夜間宿泊提供（保護者同意） ・ 緊急時専門家連携対応	2026年10月頃～2029年2月	50/200字
<b>【A-5】居場所運営地域連携/ネットワーク構築</b> ・ 四半期ごとの地域行政連携会議 ・ 月次の地域内外関係団体連携会議（宿泊機能付き居場所や子どもシェルター等） ・ 学校/児童相談所/地域組織と連携したケース会議参加/実施	2026年10月頃～2029年2月	118/200字
<b>【A-5】居場所運営地域連携/ネットワーク構築</b> ・ 専門職や機関（医療・弁護士など）との連携と支援付き紹介ルート整備	2026年7月～9月頃（随時更新）	63/200字
<b>【A-6】広報/啓発/成果発信</b> ・ SNS/学校通信/地域の掲示板などで情報発信 ・ 教育委員会、学校、行政、児童相談所への情報発信 ・ 寄付者/協力者募集	2026年7月～2029年2月	84/200字
<b>【A-6】広報/啓発/成果発信</b> ・ 活動報告書作成	2026年10月～2027年3月、2027年10月～2028年3月、2028年10月～2029年3月	27/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<b>【B-1】 人材育成</b> ・ 定期的なスーパービジョン実施	2027年4月～2029年3月（隔月実施）	28/200字
<b>【B-1】 人材育成</b> ・ 資金分配団体によるコアスタッフ育成研修（ストレングス/コミュニティオーガナイズジングなど）	2026年7月、2027年5月頃、2028年5月頃	60/200字
<b>【B-2】 組織基盤/ガバナンス強化</b> ・ 組織診断（アセスメント）、診断結果を基にした助言	2026年4月～2027年3月頃	48/200字
<b>【B-2】 組織基盤/ガバナンス強化</b> ・ 団体内の規定類策定支援（理事会規則、内部通報制度、倫理規定など）	2027年4月～2028年3月	56/200字
<b>【B-2】 組織基盤/ガバナンス強化</b> ・ 中期事業計画・資金調達計画の策定支援	2028年4月～2029年2月	38/200字
<b>【B-3】 広報/ファンドレイジング</b> ・ ファンドレイジングプラン策定支援（寄付メニュー/アクションプランなど） ・ ファンドレイジング実施支援	2027年10月～2028年3月	70/200字
<b>【B-4】 成果の可視化と発信</b> ・ 公募時/事業実施中の広報啓発活動（県内自治体/社協/弁護士会/公益信託関係金融機関など）	2026年10月～2029年2月	66/200字
<b>【B-4】 成果の可視化と発信</b> ・ 事業成果のデータ蓄積 ・ 成果の効果測定	2028年4月～10月	39/200字
<b>【B-4】 成果の可視化と発信</b> ・ 中間成果報告会実施	2027年11月	27/200字
<b>【B-4】 成果の可視化と発信</b> ・ シンポジウム開催 ・ 政策提言書作成	2028年10月～2029年2月	35/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業専用の特設ページを作成し、SNSで情報を発信する。</li> <li>・ 神戸新聞など地元メディアと連携するとともに、自治体、社会福祉協議会、企業などにも積極的に情報を伝える。</li> <li>・ 事業最終年度には行政や関係団体（弁護士、学校関係者、医療など）と共にシンポジウムを実施するほか、報告冊子を活用して普及する。</li> <li>・ 居場所やシェルター等関係団体との情報連携を定期的に行い、情報発信への協力を依頼する。</li> </ul>	<p>189/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事団体は直接支援に長年取り組み、実行団体と類似の経験と人的ネットワークを有している。その強みを活かし、実行団体と同じ目線で連携・対話する姿勢を意識する。</li> <li>・ 地域・社会の変容につなげるため行政や地域団体・関係団体などあらゆる関係者を、パートナーとして認識し、本事業をフックにして「取りこぼされている子どもたちへの支援」についてケース会議等に参加し定期的に連携・対話する場を作る。</li> </ul>	<p>190/200字</p>

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>【コンソーシアム体制の継続】 本事業で得られた子どもSSモデルの知見やその背景にある課題意識を地域・社会に届けていくため、協働して地域内外の関係者の巻き込みを行い、全国的な認知拡大と政策提言などの動きにつなげていく。</p> <p>また、幹事団体・構成団体単体でも、以下の取り組みを行う。</p> <p>【幹事団体】 長年実施してきた直接支援の活動に加え、本事業で得た助成・伴走の経験を活かし、主に兵庫県内での広報・啓発やファンドレイジングを実施し、子どもSSモデルやその事業背景にある課題の解決に取り組む。</p> <p>【構成団体】 子どもSSのモデルや課題意識を全国に届け、同様の活動の伴走支援を行う。休眠預金活用事業を始めとする多様な資金の獲得に各地の団体と共に取り組み、好事例の波及に努める。</p> <p>【成果の可視化・発信】 幹事団体・構成団体それぞれのチャネルにおいて、事業終了後も実行団体やその他の団体における活動の成果の発信を行う。</p>	<p>395/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>【運営基盤強化】 子どもSSの運営基盤・ガバナンス体制整備と、支援者の育成を通して、地域・社会に信頼される運営基盤を構築する。</p> <p>【財政基盤強化】 事業開始時より行政機関との定期的なミーティングを設定し、出口を見据えた関係構築を図る。加えて資金分配団体とともにファンドレイジングに取り組むことにより、寄付や公益信託、事業収益などの資金獲得を目指す。（例：ショートステイ/トワイライトステイ、こども若者シェルター構築・相談支援事業、日本財団第三の居場所事業など）</p> <p>【成果の可視化・発信】 本事業の成果の可視化と地域内外への発信を通して、子どもSSモデルの広報啓発に取り組む。これらの活動を踏まえ、事業期間後半には中期スパンの事業計画・資金調達計画を作成し、事業終了後の活動継続を見据えて事業を行う。</p>	<p>345/400字</p>

## VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	469/800字
<p>【一般財団法人HugLab（幹事団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当法人としての助成事業実績は無し。</li><li>・兵庫子ども食堂ネットワークでは、物価高騰緊急支援対応として、加盟団体への聞き取り調査を行い、各子ども食堂の活動状況を確認のうえ、希望する延べ約180団体へお米券の配布事業を実施。当財団が事務局を務めた。</li><li>・ライオンズクラブの周年事業で高校進学への支援金を助成するスキームを形成。生活保護世帯のこどもの高校進学に関する課題調査及び公募、助成金支給までの一連の業務を実施。約30名の高校生への助成金支給につながった。</li></ul> <p>【UmIne合同会社（コンソーシアム構成団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえにおいてファミリーマート、ツルハドラッグ、子ども食堂基金など複数の子ども食堂向けの助成金事業の事務局を担当。</li><li>・助成金事業の企画、応募受付、選考、報告会、報告書受付などの業務経験を有する。</li><li>・類似案件として子ども食堂ネットワーク団体向けの委託事業を複数実施。</li><li>・地域の居場所活動等をする団体より、チームビルディング等の研修事業を複数受託。</li></ul>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	752/800字
<p>【一般財団法人HugLab（幹事団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・兵庫子ども食堂ネットワークの役員として、全国子ども食堂支援センターむすびえと連携し、県内子ども食堂への資金援助、研修会の実施、組織整備などを実施。また、子ども食堂の新規立ち上げ相談や運営継続に関する相談を受けている。</li><li>・西宮市において、子ども食堂のネットワーク組織を構築。市内の子ども食堂約20団体が参画している。</li><li>・明石市・西宮市において、子ども食堂開設マニュアルの作成、運営支援、物資支援を行っている。</li><li>・明石市における子どもの直接支援において、明石市子ども支援課、生活福祉課、障害福祉課、教育委員会、明石子どもセンター、明石市社会福祉協議会基幹支援センター、地域総合支援センターなどと連携し、事業実施している。</li></ul> <p>【UmIne合同会社（コンソーシアム構成団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子ども食堂で生まれたエピソードから子ども食堂の質的価値を捉える調査研究事業や、子ども食堂への参加者の変化を捉える定量調査において、プロジェクトマネジメント、広報啓発等の事業経験を有する。また、市区町村/圏域子ども食堂地域ネットワーク団体の基本情報調査における業務経験を有する。</li><li>・休眠預金活用事業 活動支援団体（子ども食堂ネットワーク団体基盤強化への伴走支援プログラムと持続的な「学びあいプラットフォーム」構築支援事業）において、プロジェクトマネジメント、プラットフォーム形成、支援対象団体の伴走支援、事業評価に携わる。</li><li>・全国の子ども食堂地域ネットワーク団体への伴走支援プロジェクトへの参画、プロジェクトマネジメント経験を有する。</li><li>・地域団体の伴走支援者育成プロジェクト、伴走力リーダー体系化プロジェクトに携わる。</li><li>・遺児支援領域において、大学生寮での夜勤等を含む直接支援の経験を有する。</li></ul>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	以下の全てを満たす団体を想定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県内で子ども食堂・居場所を運営している団体で、夜間・休日の支援に対する課題意識と意欲のある団体</li> <li>子ども・地域関係者との信頼関係を築いている団体。または、今後築いていく意思のある団体</li> <li>子どもへの教育・体験活動・ケア（養育）に対する知識・理解のある団体</li> <li>直接支援の文脈に限らず、全国的なモデルを形成するという点において、本事業の趣旨を理解し共感している団体</li> </ul>	198/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2,600万円。地域の賃借料等により費用が大きく異なるため、実態にあわせて助成金額を決定する。 <b>【直接人件費】</b> 調整・運営業務 <b>【直接事業費】</b> 運営費：家賃、食費・生活用品費、光熱水費、活動運営費（交通・イベント・教材など）、備品・設備費、研修・スーパービジョン等、広報・通信費、支払顧問料（弁護士等専門家費用）、管理費・予備費 <b>【管理的経費】</b> 人件費+事業費×15%	181/200字
(4)案件発掘の工夫	県内のこどもの居場所や行政、社会福祉協議会、児童相談所関係者へのヒアリングを行い、各関係者から見えるニーズ・地域の状況をより詳細に調査する。この調査自体を当事業を伝えるための初期リーチとして活用し、公募時には情報拡散の協力を依頼する。公募説明会はハイブリッド型で2回以上実施し、申請前の個別相談も実施すると共に、申請確定団体には全て現地訪問を行う。	174/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<b>【実施体制】</b> 事業統括責任者：1名 小谷 プログラムオフィサー（事業推進、実行団体への伴走責任者）：3名 小谷、中谷、宮 ※PO3名は全員准認定ファンドレイザー プログラムオフィサー補佐（プログラムオフィサー事務補佐）：1名 戎岡 経理担当：責任者 1名 [REDACTED] 補佐 1名 [REDACTED] 法的サポート：[REDACTED] 審査委員：4名 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] 評価アドバイザー（評価への助言、研修実施）：1名 [REDACTED]				298/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	3名	新規採用人数 (予定も含む)	0名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	3名	予定あり(詳細は右記のとおり) 小谷：業務全体の約50% 中谷：業務全体の約25% 宮：業務全体の約25%	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹事団体は各種規定に則って健全な運営を担保している。構成団体においても、小規模ながら規定類を整備し、適切に運営している。</li> <li>コンソーシアムにおける意思決定等はコンソーシアム運営規則に則り実施する。</li> <li>幹事団体では顧問弁護士と毎月ミーティングを行い、リスク管理体制を整えている。</li> <li>実行団体の審査においては審査基準を明確にした上で外部委員へ依頼し、公平性を担保する。</li> </ul>				184/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	子どもセーフティステーション構築事業
	団体名	一般財団法人HugLab

	助成金
事業費	91,707,000
実行団体への助成	78,000,000
管理的経費	13,707,000
プログラムオフィサー関連経費	23,942,400
評価関連経費	8,382,000
資金分配団体用	4,482,000
実行団体用	3,900,000
合計	124,031,400

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	20,778,000	35,208,000	35,721,000	91,707,000
実行団体への助成	0	16,200,000	30,900,000	30,900,000	78,000,000
-					
管理的経費	0	4,578,000	4,308,000	4,821,000	13,707,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,980,800	7,980,800	7,980,800	23,942,400
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,996,800	4,996,800	4,996,800	14,990,400
その他経費	0	2,984,000	2,984,000	2,984,000	8,952,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,620,000	2,620,000	3,142,000	8,382,000
資金分配団体用	0	1,320,000	1,320,000	1,842,000	4,482,000
実行団体用		1,300,000	1,300,000	1,300,000	3,900,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	31,378,800	45,808,800	46,843,800	124,031,400



団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人HugLab		
郵便番号	673-0041		
都道府県	兵庫県		
市区町村	明石市		
番地等	西明石南町2-20-19 Base内		
電話番号	078-945-5280		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://kodomo-fd.org/">https://kodomo-fd.org/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/kodomo.fd/">https://www.facebook.com/kodomo.fd/</a>	
		<a href="https://x.com/kodomo_fd">https://x.com/kodomo_fd</a>	
		<a href="https://www.instagram.com/huglab_fd/">https://www.instagram.com/huglab_fd/</a>	
		<a href="https://line.me/R/ti/p/%406661tmeuf">https://line.me/R/ti/p/%406661tmeuf</a>	
設立年月日	2017/10/02		
法人格取得年月日	2017/10/02		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	小谷 公仁子
	氏名	コタニクニコ
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	4
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	15
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	11
有給 [人]	7
無給 [人]	4
事務局体制の備考	顧問税理士・顧問弁護士有

## (5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	34
ボランティア人数(前年度実績) [人]	34
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

## (6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

## (7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

## (8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

## (9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

## (10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

## (11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2016年度第1回子どもの未来応援基金（旧子どもサポートセンター） 2018年度第2回子どもの未来応援基金（旧子どもサポート財団） 2019年度第3回子どもの未来応援基金（旧子どもサポート財団）



団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	合同会社	資金分配団体/活動支援団体
団体名	UmiNe合同会社		
郵便番号	665-0002		
都道府県	兵庫県		
市区町村	宝塚市		
番地等	月見山2-3-21		
電話番号	08053215242		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://umine-llc.com/">https://umine-llc.com/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2025/02/25		
法人格取得年月日	2025/02/25		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	中谷純
	氏名	ナカタニジュン
	役職	代表社員
代表者(2)	フリガナ	宮由衣
	氏名	ミヤユイ
	役職	代表社員

(3)役員

役員数 [人]	2
理事・取締役数 [人]	2
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	子どもセーフティステーション構築事業
団体名:	一般財団法人HugLab
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第14条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会規則	第3条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会規則	第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会規則	第4条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会規則	第8条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	評議員会規則	第7条
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第22条
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会規則	第4条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款 理事会規則	第28条 第5条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款 理事会規則	第28条 第5条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款 理事会規則	第28条 第6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款 理事会規則	第30条 第8条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款 理事会規則	第30条 第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款 理事会規則	第31条 第10条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規則	第9条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第1条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	幹事監査規定	第3条～第9条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反管理規定	第3条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規定	第3条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規定	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第6条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規定	第4条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規定	第6条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条、第5条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	別紙1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第4条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第7条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第10条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第3条、第4条(
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第9条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第8条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第7条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規定	第15条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	子どもセーフティステーション構築事業
団体名:	UmiNe合同会社
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款			
(2)招集権者				
(3)招集理由				
(4)招集手続				
(5)決議事項				
(6)決議(過半数か3分の2か)				
(7)議事録の作成				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としなすこととします。				
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること				
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則			
(2)招集権者				
(3)招集理由				
(4)招集手続				
(5)決議事項				
(6)決議(過半数か3分の2か)				
(7)議事録の作成				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること				
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程			
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程			
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程			
(2)報酬の支払い方法				

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程			
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)				
(3) 私的利益追求の禁止				
(4) 利益相反等の防止及び開示				
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること				
(6) ハラスメントの防止				
(7) 情報開示及び説明責任				
(8) 個人情報の保護				
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則			
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること				
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること				
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程			
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること				
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること				
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程			
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること				
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程			
(2) 職制				
(3) 職責				
(4) 事務処理(決裁)				
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程			
(2) 給与の計算方法・支払方法				
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程			
(2) 文書の整理、保管				
(3) 保存期間				
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程			
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程			
(2) 緊急事態の範囲				
(3) 緊急事態の対応の方針				
(4) 緊急事態対応の手順				
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程			
(2) 会計処理の原則				
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別				
(4) 勘定科目及び帳簿				
(5) 金銭の出納保管				
(6) 収支予算				
(7) 決算				